

# OGプライマリー・ポートフォリオ

投資方針書

(第22版)

2015年6月



アウター・ガイ事務所  
OFFICE OUTERGUY

アウター・ガイ事務所

アウター・ガイ

## 1. 目次

1.	目次	2
2.	基本事項	3
(1)	用語の定義	3
(2)	目的	3
(3)	期間	3
(4)	利回り	3
(5)	アセット・アロケーション	3
(6)	アクティブ・パッシブ運用の比率	3
(7)	内外の比率	3
3.	投資規則	4
(1)	定時積立	4
(2)	臨時入出金	4
(3)	費用	4
(4)	貸借	4
(5)	投資割合	4
(6)	収益の再投資	4
(7)	議決権の行使	4
(8)	監査	4

## 2. 基本事項

### (1) 用語の定義

投資者とは、アウター・ガイを指す。

有価証券とは、上場株式、ETF（上場投資信託）、公募投資信託、および公共債のうち、内国籍のものを指す。

純資産総額とは、毎年3月31日、6月30日、9月30日、および12月31日のうち、既に到来した最終の日におけるOGプライマリー・ポートフォリオの時価評価額を指す。

### (2) 目的

証券口座において、3,800千円の財産を原資として、投資者の退職後、または無就業の期間の生活を賄うために、30,000千円を形成する。

### (3) 期間

2010年1月1日から2029年12月31日までの20年間とする。ただし、目的を達成し、または投資者が死亡した場合、その時点までとする。

### (4) 利回り

期待リスク15.0%に対して、期待リターン5.0%を目標とする。

### (5) アセット・アロケーション

下表に示す投資対象毎の投資割合を維持し、かつ原則としてインデックスと連動させる。

投資対象		投資割合	インデックス	
株式	内国	25.0%	TOPIX（配当含む）	
	外国	先進国	25.0%	MSCI コクサイ・インデックス（円換算）
		新興国	12.5%	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算）
債券	内国	20.0%	NOMURA-BPI 総合	
	外国	先進国	7.5%	シティグループ世界国債インデックス（日本除く、円換算）
		新興国	2.5%	JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円換算）
不動産	内国	2.5%	東証 REIT 指数（配当含む）	
	外国	先進国	2.5%	S&P 先進国 REIT 指数（日本除く、配当含む、円換算）
		新興国	0.0%	S&P 新興国 REIT 指数（配当含む、円換算）
現預金	内国	2.5%	普通預金の平均年利率	

ただし、内国株式については、配当金、および株主優待権利の獲得を目的として、個別銘柄への投資を可能とする。また、内国債券については、インデックスのデュレーションの長期化を踏まえ、金利変動に対する価格感応度の緩和を目的として、個人向け利付国債（変動金利型）への投資を可能とする。

### (6) アクティブ・パッシブ運用の比率

純資産総額に対して、アクティブ運用20.0%、およびパッシブ運用80.0%を目標とする。

### (7) 内外の比率

純資産総額に対して、内国50.0%、および外国50.0%を目標とする。

### 3. 投資規則

#### (1) 定時積立

定時に現預金の入金、および有価証券の買付を行う。

現預金の入金は、原則として毎月1日に行う。ただし、毎月200千円以下とし、かつ原則として毎年240千円以上とする。

有価証券の買付は、原則として毎月4日、10日、17日、21日、および27日のいずれかに行う。

#### (2) 臨時入出金

臨時に現預金の入金を行う場合、毎月800千円以下とする。

臨時に現預金の出金を行う場合、純資産総額の80.0%以下とする。

#### (3) 費用

有価証券の取引手数料は、かかる総額に対して、税抜1.0%以下とする。

ETFの信託報酬の年率は、税抜0.4%以下とする。

公募投資信託の信託報酬の年率は、税抜0.7%以下とする。

#### (4) 貸借

有価証券の貸出を行う場合、純資産総額の20.0%以下とする。

現預金の借入を行う場合、無担保、無保証、かつ無利息とし、90日以内に全額を返済する。

#### (5) 投資割合

上場株式の銘柄毎の投資割合は、原則として純資産総額の5.0%以下とする。

#### (6) 収益の再投資

投資の結果として生じた収益は、全額を再投資する。

株主優待権利は、時価で再投資する。ただし、合理的な時価を算出できない場合、無償で処分する。

#### (7) 議決権の行使

議決権は、確実、かつ速やかに行使する。ただし、株主総会への出席は、任意とする。

#### (8) 監査

投資者は、投資規則の遵守状況を適時に監査し、必要な是正措置、および予防措置を講じる。